



Title	中国における土壤汚染修復をめぐる諸制度の衝突と調和
Author(s)	莫, 也
Citation	阪大法学. 2023, 73(4), p. 65-90
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/93272
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中国における土壤汚染修復をめぐる 諸制度の衝突と調和

莫 也

- 一 はじめに
- 二 修復をめぐる土防法と関連制度との関係
 - 1 土防法に基づく修復制度の特徴
 - 2 土防法と環境民事公益訴訟制度との関係
 - 3 土防法と生態環境損害賠償制度との関係
 - 4 環境民事公益訴訟制度と生態環境損害賠償制度との関係
 - 5 まとめ
- 三 関連制度の運用状況
 - 1 2019年から2022年までのデータ分析
 - 2 判例分析
- 四 おわりに

一 はじめに

中国において土壤汚染対策は、2019年から発効した「土壤汚染防止処理法（土壤污染防治法）」（以下、「土防法」という）に基づいて行われているが、その他にも土壤汚染の修復と密接に関わる諸制度が存在している。土壤汚染修復を司法手段で実現しようとする場合は、司法主導型と呼ばれるのに対して、行政によって実施され、又は義務付けられる場合は行政主導型と呼ばれる⁽¹⁾。そのうち、近年特に注目されているのは環境公益訴訟制度及び生態環境損害賠償制度である。

環境公益訴訟制度は2013年に導入され、これにより、環境汚染の一種である

土壤汚染によって社会公共利益が害され又は害されるおそれがある際に、社会組織又は検察官が公益訴訟を提起し、土壤汚染の修復を求めることができるようになった（民事訴訟法2012年改正55条）。それに対して、生態環境損害賠償制度は2015年に試行された後、2018年1月から全国で施行され、根拠法規である「生態環境損害賠償制度に関する改革方案」（以下、「改革方案」という）によって、省、市レベルの人民政府が汚染者又は土壤環境を破壊する者に対して損害賠償を請求できるものである（改革方案の三、四）。

以上のように、土壤汚染修復については、土防法に基づく修復を含めて3つの修復ルートがあるが、それぞれの利用者、対象者及び請求内容は必ずしも一致していない。また、2021年1月1日から施行された民法典によって、前述の環境公益訴訟制度及び生態環境損害賠償制度にも新たな変化がもたらされた。

中国における環境修復については、すでに環境公益訴訟や生態環境損害賠償制度をはじめとする制度間の適用関係に関する研究が蓄積されている。しかし、土壤汚染修復に焦点をあてて、異なる制度からの影響を考察するものはわずかである。また、事例研究の視点においても、土壤汚染修復の事例を取り扱うものはほとんどない。⁽³⁾

よって、本稿では、民法典の規定も踏まえて、土防法に基づく修復、環境公益訴訟制度に基づく修復、及び生態環境損害賠償制度に基づく修復という3つのルートの特徴、及び相互関係を検討し、データ分析及び判例分析を踏まえて、環境公益訴訟制度に基づく修復、及び生態環境損害賠償制度に基づく修復について、現在の到達点及び未解決の問題点を明らかにすることを試みる。

二 修復をめぐる土防法と関連制度との関係

1 土防法に基づく修復制度の特徴

土防法は土壤汚染の修復に関しては主に第四章に定めており、責任分担及び費用負担についてはその特徴を以下の2つにまとめることができる。

第1に、同法は、土壤汚染調査、土壤汚染リスク評価、リスクコントロール、修復、リスクコントロール評価、修復効果の評価、後期管理の7つの行為をま

とめて「リスクコントロール及び修復」と表現している（土防法35条）。その実施責任者は「土壤汚染責任者」とされているが、「土壤汚染責任者」を認定できない場合には、土地使用者⁽⁴⁾が代わって実施し、又は地方人民政府及び関連部門が具体的な事情に応じて実施することができると定められている（同法45条）。それに関して、土防法48条によれば、建設用地について、土壤汚染責任者が不明確あるいは誰が土壤汚染責任者であるかについて争いがある場合には、地方人民政府の環境主管部门が自然資源主管部门とともに「土壤汚染責任者」を認定するとされている。

土防法においては「土壤汚染責任者」の定義は明確にされていないが、土防法48条を補足するために2021年に「建設用地土壤汚染責任者認定暫行弁法」が制定された。同弁法3条によれば、「土壤汚染責任者とは、汚染物質又は有毒有害物質等を排出、投棄、貯蔵、埋立、漏洩、散乱、滲出、漏出、拡散することによって、建設用地で土壤汚染を引き起こした個人又は法人である」と定義されている。したがって、土防法に定められている「土壤汚染責任者」は、「汚染者」と同様の意味を有すると考えられる。

また、「歴史上残された汚染問題」⁽⁶⁾に対処するために、土地使用者がすでに回収され、土壤汚染責任者が元土地使用者である場合には、地方人民政府が修復の実施責任者になるとされている（同法68条）。

第2に、以上7つの行為に関する費用はすべて土壤汚染責任者の負担となると明記されている（同法46条）。この規定によって、土防法は従前の法規定⁽⁷⁾と異なっており、汚染者以外の者が汚染土壤を修復した場合において、修復に係る費用を求償する法的根拠を与えていると考えられている。

2 土防法と環境民事公益訴訟制度との関係

中国の環境公益訴訟は、民事と行政の2種類に分けられる。環境民事公益訴訟とは、前述のように、環境汚染又は自然環境の破壊によって、社会公共利益に損害が生じ、又はそのおそれがある場合に、環境保護法及び民事訴訟法に基づいて、環境保護団体又は検察機関が提起する訴訟である（民事訴訟法2012年改正55条）。それに対して、環境行政公益訴訟とは、行政訴訟法に基づいて検

察機関が行政機関の違法な権限行使や不作為等に対してその是正を求める訴訟である（行政事件訴訟法2017年改正25条4号）。

これに関して、土防法97条においても、「土壤汚染によって国家利益、社会公共利益が害される場合に、関連機関や組織が当該行為の責任者に対して、訴訟を提起することができる」という明文規定が設けられている。この規定は、環境民事公益訴訟と環境行政公益訴訟の両方を対象とすると解釈されているが、本稿では、主に汚染者を被告とする環境民事公益訴訟制度を取り上げる。

土壤汚染修復をめぐる土防法の条文と環境民事公益訴訟の関連規定を比較すると、以下の2点が異なっている。

第1に、それぞれの請求又は命令主体、及び修復の責任者が異なっている。すなわち、土防法に基づく修復は行政が命じるものであるのに対して、環境民事公益訴訟に基づく修復は環境保護団体又は検察機関が訴訟によって請求するものである。また、前述のように、修復の責任者には、汚染者のみではなく、場合によっては汚染者ではない現在の土地使用者も含まれる。それに対して、環境民事公益訴訟では、基本的に汚染者を被告として訴訟を提起し、修復責任の履行を請求することになる。

第2に、両制度に基づいて、汚染者に対して請求できる賠償の上限額が異なっている。

土防法86条では、土壤汚染をもたらした行為者に対して最大200万人民元の過料が科され、また、同法94条では、土壤汚染リスクコントロール及び修復を規定通りに実施しない者に対しては、最高100万人民元の過料が科されるとされている。

一方で、環境民事公益訴訟においては懲罰的賠償が導入されており、土防法に基づく過料の限度を超える金額を請求することが可能である。

これに関して、民法典1232条には私益訴訟における懲罰的賠償の適用が定められている。具体的には、①権利を侵害した者の環境汚染、生態破壊行為が法規定に反したものであること、②当該行為者に主観的故意があったこと、③当該行為が重大性を有すること、という三要件を満たした場合、権利を侵害された者は、懲罰的賠償を請求することができる。

また、2021年12月に制定された「生態環境権利侵害紛争事件の審理における懲罰的賠償を適用する司法解釈」⁽⁸⁾（以下、「司法解釈」という）2条によれば、環境汚染又は生態破壊によって損失を被った自然人、法人又は非法人組織は訴訟を提起し、懲罰的賠償を請求することができる。また、司法解釈12条によれば、国によって指定された機関又は法規定に定められた組織が被権利侵害者代表として権利侵害者に対して懲罰的賠償を請求する場合、人民法院は当該司法解釈に依拠して判断することができる。すなわち、民法典の条文によって私益訴訟の適用が定められたが、公益訴訟であっても、懲罰的賠償を適用することができる⁽⁹⁾と解釈されており、実務上も同様の考え方が示されている⁽¹⁰⁾。

そして、司法解釈10条によれば、裁判官は、権利侵害者の故意の程度、侵害結果の程度、環境汚染、生態破壊行為によって得た利益又は権利侵害者がとった修復措置とその効果等の要素を考慮し、懲罰的賠償の金額を決定する。ただし、その額は、被害者の人身損害額又は財産的損害額の2倍を限度とすべきであると定められている。また、当該行為に関してすでに行政機関や人民法院から罰金又は過料を科されていたとしても懲罰的賠償の免除は認められないが、金額確定の際にその事情を考慮できるとされている。さらに、同司法解釈12条によれば、環境公益訴訟において懲罰的賠償を主張する場合の具体的な賠償金額は、生態環境が害された時点から完全に回復できるまでの期間における生態の機能の喪失による損失、又は永久的損害によってもたされた損失を考慮して計算しなければならないとされている。

以上のことから、特に重大な突発環境事故、又は深刻な環境被害が発生した場合において、汚染者に主観的故意があれば、環境民事公益訴訟を通じて懲罰的賠償を請求できるようになっている。このように、土防法に基づく過料の限度を超える金額を請求することで、汚染者に対する制裁が強化され、汚染者の責任をより厳格に追及できると考えられる。

3 土防法と生態環境損害賠償制度との関係

生態環境損害賠償制度は環境公益訴訟と同様に司法主導型に属するため、その異同がしばしば取り上げられており、両者の関係については後述する。生態

環境損害賠償制度の根拠法規である改革方案においては、同制度の適用範囲、損害賠償請求権の発生要件等が定められている。それに加え、2019年に公表された⁽¹¹⁾最高人民法院の「生態環境損害賠償請求事件の審理に関する若干の規定（試行）（關於審理生態環境損害賠償案件的若干規定、試行）」（以下、「若干規定」という）が改革方案の内容を一部補足している。さらに、2021年から発効した民法典において、生態環境損害賠償制度の明文化がなされて、はじめて法律レベルの根拠規定が設けられた。

生態環境損害賠償制度においても、単に金銭賠償だけではなく、若干規定11条によって、人民法院は、原告の請求内容に応じて、被告に生態環境の修復、損害賠償、侵害の停止、妨害排除、危険解消、謝罪等を命じることができる。そのため、土防法に基づく修復と、生態環境損害賠償制度に基づく修復との相互関係が問題となるが、これについては明文規定がない。そこで、以下では、適用範囲、賠償範囲、関係主体及び生態環境損害賠償制度に特有の協議前置に焦点をあてて、2つのルートの相互関係の検討を試みる。

（1）適用範囲

まず、改革方案の三によれば、生態環境損害とは「環境の汚染若しくは自然環境の破壊により生じた大気、地表に存在する水、地下水、土壌、森林等の環境を構成する要素若しくは植物、動物若しくは微生物等の生物的要素の悪化、又は以上で挙げた要素から成る生態系が有する機能の低下」であるとされている。

そして、改革方案の三によれば、以下の3つの要件のいずれかを満たす場合に限り、生態環境損害賠償請求の発動が可能になる。すなわち、①比較的重大な突発環境事件が発生した場合、②国又は省レベルの「主体機能区計画」⁽¹²⁾上の重点の生態系サービス機能区域又は開発禁止区域において、環境の汚染又は自然環境の破壊が生じた場合、③その他環境の質が著しく悪化した場合である。③については、具体的には各地方の個別的状況に応じ、環境の汚染、自然環境の破壊の程度及び社会的影響等の要素を総合的に考慮し、これに該当するか否かを判断する。このように、改革方案では、すべての環境汚染、生態破壊行為が対象となるわけではなく、環境汚染や生態破壊行為による環境損害の重大性

が強調されている。また、人身被害、個人又は組織の財産的損害がある場合には、権利侵害責任法が適用されるため、生態環境損害賠償制度は適用されない。そのほか、海洋生態環境損害に関しては、生態環境損害賠償制度の対象外とされている。

生態環境損害賠償制度の適用範囲を土防法と比較すると、土防法においては突発環境事件への緊急対処や未利用地の汚染防止等に関する規定は置かれているが、特に生態環境損害の重大性が土防法の適用要件とされているわけではない。そのため、土壤汚染修復に着目すれば、土防法の方が生態環境損害賠償制度よりも適用範囲がより広いと考えられる。

（２）賠償範囲及び関係主体

改革方案の四の（一）ないし（三）では、生態環境損害の賠償範囲、賠償請求者と賠償義務者がそれぞれ規定されている。

第１に、生態環境損害賠償の範囲には、汚染を除去する費用、生態環境を修復する費用、生態環境修復期間の機能・サービスの損失、生態環境機能の永久損害による損失、生態環境損害調査、鑑定、評価等の合理的な費用が含まれる。これに対し、土防法46条では、土壤汚染調査、土壤汚染リスク評価、リスクコントロール、修復、リスクコントロール評価、修復効果の評価、後期管理の7つの行為に関する費用はすべて土壤汚染責任者の負担となるとされている。この2つの制度を比較すると、賠償範囲については異なる表現を用いているが、いずれも修復に係るすべての必要な費用を含んでいると考えられる。

第２に、それぞれの関係主体、すなわち賠償請求者と賠償義務者について見ると、土防法では地方人民政府、又は地方人民政府の環境保護主管部門が請求権者であるのに対して、生態環境損害賠償制度では、省、市レベルの人民政府及びその指定機関、機構、又は国务院に委託された機関が請求権者である。それ故、この2つの制度の請求権者はいずれも公的機関ではあるが、関連職権部門は必ずしも一致していないと考えられる。

また、賠償義務者について、土防法に基づく行政命令によって修復責任を負う主体は、汚染者又は現在の土地使用権者であるのに対し、生態環境損害の賠

償義務者は常に原因者であるため、この点でも、両制度には違いがある。

（３）協議前置の生態環境損害賠償制度

改革方案の四の（四）によれば、市レベル以上の各級人民政府が生態環境損害を発見し、かつ、修復又は賠償が必要であると判断した場合には、まず、賠償権者は、生態環境損害鑑定評価報告に即して、①損害の事実と程度、②修復活動の開始時期と期限、③賠償責任の履行方式や期限等の具体的問題について、賠償義務者と協議し、修復案の実施可能性、コストの最適化、賠償義務者の賠償能力、第三者管理・修復の可能性等を考慮して、合意の成立に努めなければならない。

また、改革方案の四の（四）によれば、合意が成立した場合には、民事訴訟法に依拠して、人民法院の司法確認を申請することができる。当該合意が司法確認されたにもかかわらず、賠償義務者がこれを履行せず、又は完全履行しなかった場合には、強制執行が可能である。これに対し、合意を達成できなかった場合には、賠償の請求権者は適時に生態環境損害賠償訴訟を提起しなければならないとされている。

さらに、若干規定20条によれば、協議を経て合意する場合、人民法院は、その合意案を30日以上公開し、その期間が満了した後に当該合意の内容を審査し、当該合意が法規定に反せず、かつ国家利益や社会利益を害しない場合に、裁定の方式により、当該合意の有効性を確定する。裁定書には、当該事件の基本事情と合意内容を記載し、社会に公表しなければならないとされている。

このように生態環境損害賠償訴訟の前に協議を前置する仕組み、すなわち協議前置は、土防法上規定されておらず、生態環境損害賠償制度の最も特徴的な部分だと考えられる。土壤汚染修復に着目すれば、土防法上は修復責任者及びその費用負担等の事項を概括的に規定しているのみで、修復期限等の具体的事項までは定めていない。それに対して、生態環境損害賠償制度では、法規定に反せず、かつ国家利益、社会公共利益を害しないかぎり、行政機関が裁量で、修復活動の開始時期と期限並びに責任の履行方式等の具体的な事項を柔軟に決めることができる仕組みとなっている。このように、通常の司法手段と比較し

て、生態環境損害賠償制度には、協議を通じて、判決の効率を高めること及びその執行をより容易にすることが期待されている。

4 環境民事公益訴訟制度と生態環境損害賠償制度との関係

3では土壤汚染修復に焦点をあてて、土防法と生態環境損害賠償制度に基づく修復制度との相互関係を検討したが、環境民事公益訴訟と生態環境損害賠償制度は同じく司法主導であり、その相互関係も、土壤汚染の修復に影響している。環境民事公益訴訟制度と生態環境損害賠償制度の異同に関して、学界では主に以下の通り議論がなされている。

(1) 両制度の異同

まず、両者の共通点として挙げられるのは以下の5点である。⁽¹³⁾第1に、両制度の目的と原則が類似している。すなわち、2つの訴訟は、環境汚染行為又は生態破壊行為を対象とする訴訟であり、最終的には生態環境保護の実現を目的とする訴訟であるため、公益的な性質を有すると考えられている。第2に、2つの訴訟の被告は汚染者であり、原因者負担原則を貫徹する制度である部分が共通している。第3に、訴訟の請求内容及び賠償義務者が責任を履行する方式も環境民事公益訴訟と同様である。第4に、禁止令という訴訟前保全措置の適用によって、両制度が事前防止の機能を有している点も共通している。⁽¹⁴⁾第5に、若干規定22条によれば、生態環境損害賠償訴訟について特段の定めがない場合には、環境民事公益訴訟に関する規定を準用するとされている。

以上のように、両制度には多くの共通点がある一方で、相違点もある。⁽¹⁵⁾第1に、両制度の利用可能要件を見ると、生態環境損害賠償制度では環境損害の重大性の要件が課されているのに対し、環境民事公益訴訟には一般環境汚染責任に係る権利侵害訴訟の規定が準用され、重大性要件のような特別要件はない。そのため、環境民事公益訴訟を活用できる範囲の方がより広いと考えられている。第2に、生態環境損害賠償制度には協議前置の仕組みがあるのに対し、環境民事公益訴訟には協議前置の規定はないため、手続面でも異なっている。

論 説

（２）適用関係

両者の適用について、特に請求権の競合をどう解決するかが避けられない課題となっており、関連研究が蓄積されている⁽¹⁶⁾。改革方案の四の（五）において、生態環境損害賠償制度と環境公益訴訟の適用関係については、別途最高人民法院の司法解釈を参照するとされている。ここでいう司法解釈とは前述の若干規定であり、16条においては、環境損害を引き起こした行為について、生態環境損害賠償請求訴訟が先に提起され、その後に環境民事公益訴訟が提起された場合、両者は同一の合議体によって審理されなければならないとされている。

また、若干規定17条によれば、環境民事公益訴訟と生態環境損害賠償訴訟が同時に提起された場合には、環境民事公益訴訟の審理を一旦中断し、生態環境損害賠償訴訟の審理の終了後に環境民事公益訴訟の審理を再開するとされている。それゆえ、生態環境損害賠償訴訟は、環境民事公益訴訟に優先すると解釈されている⁽¹⁷⁾。

（３）民法典施行による変化

民法典が施行される前は、環境民事公益訴訟であれ、生態環境損害賠償制度であれ、行為責任に関する規定と金銭賠償責任に関する規定とが併存しており、相互の関係等が下記のように不明確であった⁽¹⁸⁾。

第1に、環境民事公益訴訟において、原告が「原状回復」を請求する場合には、人民法院は、①被告に生態環境を損害が発生する前の状態まで修復するよう命じることができ、完全な修復が不可能である場合には、代替的な修復が命じられる。また、人民法院は、②被告に生態環境の修復を命じると同時に、被告が修復を履行しない場合に支払うべき生態環境修復費用を確定し、又は生態環境修復に係る費用負担を直接命じることができるとされている。このため、原告は、直接被告に生態環境修復費用の支払いを求める場合も少なくなかった⁽¹⁹⁾。しかし、巨額の生態環境修復費用の支払いが命じられたとしても、その執行は困難であるうえ、賠償金の用途及び管理方法が規定上不明確であったこと等によって、生態環境の修復が実際に確保できるか否かが問題となった⁽²⁰⁾。

第2に、生態環境損害賠償制度においても、人民法院は、①原告の請求及び
（阪大法学）73（4-74） 742〔2023.11〕

事実に基づいて、生態環境の修復、損害賠償、侵害の差止め、妨害の除去、危険の除去、謝罪等を被告に命じることができるとされている。また、人民法院は、②生態環境の修復が可能である場合には、被告に修復責任の履行を命じることができ、それと同時に被告が履行しない場合の生態環境修復費用を確定しなければならないとされており、行為責任に関する規定と金銭賠償責任に関する規定とが併存し、相互の優先関係に関する規定を欠いていた。

この点については、民法典1234条により、生態環境損害賠償制度について、修復措置の実施と金銭賠償の優先順位が明らかにされた。すなわち、生態環境の修復が可能であれば、汚染者はまず修復しなければならない、生態環境の修復が不可能であれば、その損害を賠償しなければならないと定められた。このように、生態環境損害賠償訴訟の場合には行為責任の実施が優先されるのに対し、環境民事公益訴訟の場合には、両者の関係が不明確なままである。

5 まとめ

本節では、土防法に基づく修復、環境民事公益訴訟制度に基づく修復、及び生態環境損害賠償制度に基づく修復、という3つのルートの相互関係を考察した。この3つのルートはその適用を相互に排斥するものではなく、表1で示すように、異なる主体がいずれかの制度を任意に選択することができると考えられている。

修復ルート	請求権者又は命令者	対象者	特徴的な制度内容
土防法に基づく修復	地方人民政府環境主管部門	汚染者又は現在の土地使用権者	突発環境事件への緊急対応を含む
環境民事公益訴訟制度に基づく修復	環境保護団体、検察官	汚染者	懲罰的賠償制度、禁止令（訴訟前保全措置）
生態環境損害賠償制度に基づく修復	省、市レベルの人民政府	汚染者	協議前置、修復措置の実施が優先、禁止令（訴訟前保全措置）、生態環境損害の重大性が要件

表1 土壤汚染修復をめぐる土防法と関連制度の比較表

また、土防法に基づく修復は、汚染者だけではなく、土地使用者の負担も強化したことが特徴的であるのに対して、環境公益訴訟制度と生態環境損害賠償制度では、基本的に汚染者の責任が厳しく追及されている。そして、生態環境損害賠償制度では、協議を通じて行政に裁量の余地が認められ、場合によっては汚染者の負担方式の多様化や負担の軽減も可能であると考えられる。

さらに、制度の性質について見ると、土防法に基づく修復は、行政機関が責任者に対して土壤汚染の修復を命じることができる行政制度である。環境公益訴訟制度に基づく修復は、原告が汚染者に対して訴訟を提起し、人民法院の判決によって修復を命じるものであるため、社会公共利益を守るという公法上の目的を図る司法制度である。

これらに対し、生態環境損害賠償制度には、判決の効率を高めること及びその執行をより容易にすること等の目的があるとされている。すなわち、この制度は、協議前置を特徴としていることから、基本的には行政が主導する手続であるとされ、通常の司法手段と比較してより効率が高いことが期待されている。したがって、生態環境損害賠償制度に基づく修復は、行政権と司法権をプロセスのそれぞれの段階において合理的に配置することを通じて、今まで土壤汚染の修復に係る費用負担について環境司法の執行が困難であったこれまでの状況⁽²¹⁾を改善することにつながると考えられている。

三 関連制度の運用状況

土防法が2019年に施行されて以来、環境公益訴訟制度についてすでに数年間の経験が蓄積され、制度がより整備された。その一方で、生態環境損害賠償制度は2015年から2017年の2年間試行され、2018年1月から本格的に運用されたが、関連する法規定が必ずしも詳細ではないため、各地方の裁判所はまだ制度の適用のあり方を模索している状況である。

本節では司法主導型にあたる環境公益訴訟と生態環境損害賠償の事例を取り上げて、両制度の運用状況を考察する⁽²²⁾。なお、行政主導型である土防法に基づく修復についての考察は紙幅の都合上別稿に譲ることとする。

1 2019年から2022年までのデータ分析

最高人民法院は、毎年、前年度の「中国環境資源審判」及び「中国環境司法発展報告」を公表している。以下では、これらの資料に基づいて、土防法が施行された2019年から2022年まで両制度の運用状況をまとめた。

2019年のデータによれば、中国全土では環境民事公益訴訟は491件受理され、306件の判決が下された。そのうち、社会組織が提起した事件は179件であり、58件の判決が下された。それに対して、検察院が提起した民事公益訴訟は312件であり、248件の判決が下された。環境行政公益訴訟は355件であり、277件の判決が下された。刑事付帯民事公益訴訟は1,642件であり、1,370件の判決が下された。一方、2019年に生態環境損害賠償訴訟は21件提起され、13件の判決が下された。このデータによれば、2019年には生態環境損害賠償訴訟はまだ発足したばかりで利用は多くなく、他方、環境公益訴訟の利用が圧倒的に多かったことが分かる。

次に、2020年のデータによれば、環境公益訴訟と生態環境損害賠償訴訟の件数がいずれも大幅に増加した。⁽²⁴⁾ 具体的には、2020年に判決が下された事件のうち、社会組織によって提起された環境公益訴訟は103件であり、前年より77.6%増加した。それに対して、検察機関が提起した環境公益訴訟は3,454件であり、前年より82.3%増加したとされている。また、判決が下された生態環境損害賠償訴訟は62件であり、前年より72.2%増加した。

さらに、2021年のデータによれば、受理された環境公益訴訟は5,267件であり、4943件の判決が下された。環境公益訴訟の類型毎に見れば、環境刑事付帯民事公益訴訟の件数が89%を占めており、最も多かった。それに対して、生態環境損害賠償訴訟は徐々に増えてきており、同制度が試行されてから2021年11月までの認容件数は合計7,600件にのぼり、賠償金額は総額90億元を超えた。⁽²⁶⁾ また、生態環境損害賠償訴訟のうち、協議前置が活用され、協議を経て解決された事件は94.37%であり、そのうち、協議を経て合意を得たが司法確認は未了の事件は57.75%であった。⁽²⁷⁾

最後に、2022年には、環境公益訴訟が5,885件受理され、4,582件の判決が下されており、環境公益訴訟制度の利用が安定化していることが指摘された。⁽²⁸⁾ 類

型から見れば、刑事付帯民事公益訴訟の件数が71.86%を占めて、相変わらず圧倒的に多い。環境民事公益訴訟は80件であり、17.32%を占めている。

以上に対して、生態環境損害賠償事案については、2019年には23件、2020年には50件⁽²⁹⁾、2021年には49件、2022年には52件が同制度の利用により解決された。このように、利用される件数は徐々に上昇していることは認められるものの、ほとんどの事件が協議を経て解決されており、協議を記録するデータベースは存在しないため、その内容を精査することは困難である。

2 判例分析

土壤汚染修復をめぐる判例について、以下では、（１）環境保護団体によって提起された環境民事公益訴訟、（２）検察官によって提起された環境民事公益訴訟、（３）汚染者に対する事後求償に関する民事公益訴訟、及び、（４）人民政府によって提起された生態環境損害賠償訴訟、という４つの類型に分けて分析する。

（１）固体廃棄物の不法投棄による土壤汚染事件⁽³⁰⁾

この事件は、環境 NGO である福建省緑家园環境友好センターが提起した環境民事公益訴訟である。当該訴訟は、2019年5月16日に提起され、同年5月28日に受理された。そして、北京自然の友公益基金会及び中国政法大学環境資源研究・サービスセンターが原告の提訴を支持した⁽³¹⁾。福建省永安市人民法院は、同年12月6日、12月17日に２回の公開審理を行い、2020年8月31日に判決を下した。当該事件の審理過程はウェブサイトで公開されたため、社会からの注目を集めた⁽³²⁾。

ア 事実

被告である福建福維股份有限公司は2005年11月に、当時の法規定によって、本件工場の建設前に福建省化学工業科学技術研究所が作成した環境影響評価報告書を元永安環境保護局に提出した。当該報告書では、新たに追加されたプロジェクトにより発生する石炭灰スラグ、カルシウムカーバイドスラグ、カルシウムカーバイド作業場のダスト等の固形廃棄物の発生源と生産に関する分析が

なされ、固形廃棄物の包括的な利用、環境影響及び処分措置、並びに固形廃棄物による二次汚染への対策についても説明がなされた。元永安市環境保護局は、当該報告書を審査し、元三明市環境保護局に報告した⁽³³⁾。その後、環境影響評価報告書及び専門家意見に基づき、被告の建設プロジェクトが許可された。

被告は、生産調整により、2015年9月から2017年8月の間に一時的に生産を停止し、操業地には少量のカーバイドかすが堆積したままであった。本件紛争の発端は、被告が一時的に生産を停止していた期間中に、この堆積物によって汚染が生じたことであった。

2016年10月13日、大型の台風による連続降雨によりカーバイドかすの浸出水が外部に流出し、元三明市環境保護局が立入検査をした結果、周辺の土壤及び地下水環境の汚染が確認された。このような状況を引き起こした原因行為は、明らかに環境保護の関連法規定に違反していたため、元三明市環境保護局は「固体廃棄物汚染環境防止及び処理法」及び「福建省環境保護行政処罰自由裁量権細化基準」⁽³⁴⁾に基づいて、行政処罰決定書を出し、被告に対し直ちに改善を命じるとともに、3万人民元の過料を科した。

2017年12月30日、永安市人民政府は被告と「土壤汚染防止及び処理責任書」を締結し、当該責任書によって、被告に、①建設用地において新たな汚染を防止するための効果的な対策を講じること、②汚染リスクを排除すること、③増築、改修工事による土壤汚染を防止し、危険廃棄物の排出を防止すること、④突発環境事件による土壤汚染を防止すること、⑤操業行為等による二次的土壤汚染を防止すること、等が要求された。当該責任書に基づいて、2018年12月に、被告は「サイト汚染調査評価報告書」を作成し、173万㎡の面積を有するサイトにおいて、土壤及び地下水質の検査を行った。その結果、当該サイトの土壤及び地下水質は、法定基準を満たしていることが判明した。さらに、被告は2019年8月に、カーバイドかすを封じ込めるための浸透防止プロジェクトを竣工した。

イ 当事者双方の主張

原告は、被告が2016年に環境保護部門の処罰を受けたにもかかわらず、長期的に排出基準を超える廃水の排出を行ったと主張した。それに対して、被告は、

論 説

2016年に極端な天候不良のために堆積されたカーバイドかすが周辺環境を汚染したが、適時に措置を取り直ちに汚染を除去したと主張した。また、自身は長期的には法に反した排出を行わなかったことを主張した。したがって、本件の争点は、①2016年以降被告に長期的に排出基準を超えた排出行為があったか否か、及び、②訴訟の時点で被告の操業地、又は周辺地域において土壤汚染又は地下水汚染が存在するか否か、であった。

原告は被告に対し、①廃棄物の残留物と浸出液による汚染を直ちに除去すること、②3か月以内に汚染防止及び管理措置を講じること、③浸出液によって汚染された被告が所在する土地の土壤及び地下水の生態環境を修復すること、及び、生態環境が元の状態に回復するまでの間の生態環境の回復費用とサービス機能の喪失を賠償すること、④浸出液の不法排出によって汚染された周辺土地及び地下水の生態環境を修復すること、及び、生態環境が元の状態に回復するまでの間、生態環境の回復費用とサービス機能の喪失を賠償すること、⑤謝罪の内容について人民法院の審査を経た上で、省レベルの新聞紙で謝罪すること、⑥原告が支出した専門家及びアシスタントのコンサルティング料10,000人民元、弁護士費用80,000人民元、スタッフ及び弁護士の旅費18,500人民元を支給すること、⑦本件訴訟費用を負担すること、を請求した。

ウ 判決及び検討

三明市中級人民法院は、三明市生態環境保護局の「福建福維股份有限公司に関する日常的環境モニタリング状況の説明」に記載されたモニタリング結果を全面的に採用し、被告には違法な排出行為は存在しなかったと認めた。また、被告はすでに環境保護主管部門の命令に応じて、操業地に堆積されたカーバイドかすを封じ込めており、かつ、環境保護主管部門のモニタリングによれば、現在発生中の汚染も確認されないため、汚染の除去や土壤汚染と地下水の修復等を命じる必要がないと判断した。

しかし、被告が2016年に元三明市環境保護局の改善命令を受けた後の、堆積されたハードディスクかすへの対処は積極的とは言えず、企業の社会的責任を適時に履行しなければならないのに、その履行を怠ったとして、原告の主張を一部認めた。すなわち、被告は、謝罪の内容について三明市中級人民法院の審

査を経た上で、省レベルの新聞紙で謝罪しなければならないと判断した。それだけでなく、人民法院は、被告に対して、原告が支出した各費用、合計30,000人民元を10日以内に支払わなければならないと命じた。また、本来、訴訟費用の総額356,800人民元のうち、10,940人民元が被告の負担となり、原告が残りの345,860人民元を支払うべきこととなるが、原告の支払を免除するとした。

この事件の被告は何度も組織再編を経て、国有企業から国有資金支配企業になっており、争いを引き起こしたハードディスクかすも過去に残されたものとみられる。三明市中級人民法院は、地方人民政府環境主管部門のモニタリング資料により、被告には違法な排出行為は存在しなかったことを確認し、また、2016年に改善命令及び過料が科された後、汚染の除去と防止に関する措置が取られたことから、土壤及び地下水環境の修復は必要ではないと判示した。このように、被告には違法な汚染排出行為はなかったにもかかわらず、2016年から2019年まで、汚染の除去及び防止等の措置を積極的に行ったとは言えないという理由で被告に対し謝罪が命じられたことから、環境汚染に係る排出者責任を強化するという人民法院の姿勢がうかがわれる。また、原告である環境 NGO に対して関連費用を支払うよう被告に命じるとともに、本件訴訟費用について、原告が負担すべき部分が免除されたことは、環境 NGO の負担を軽減し、環境民事公益訴訟の提起に資するものであると評価できる。

(2) 違法な排出による土壤汚染事件⁽³⁷⁾

この事件は、検察官が提起した土壤汚染の修復に係る環境民事公益訴訟である。本件の原告である重慶市検察院は、2021年7月2日に訴訟前手続として30日間公告したが、関連する社会組織が訴訟を提起しなかったため、本件訴訟を⁽³⁸⁾提起した。本件訴訟は、同年10月26日に重慶市第一中級人民法院で受理され、同年12月16日の公開審理を経て、同月27日に判決が出された。

ア 事実

本件被告である拓洋公司是、主に新エネルギー電気三輪車アクセサリーの製造に従事している。その生産の過程で、ダイキャスト作業場で使用されたオイルと離型剤が作業場の壁に飛び散り、工場内の排水溝内部の油性廃水が、未処

理のままで工場外の未硬化の浸透防止収集タンクで回収され、雨水溝を通して市の雨水収集開放溝に排出された。これが最終的に近くの梁灘河に流れ込んで、油性廃水の一部が操業地外の土壤に浸透した。

2020年11月に、重慶市の生態環境保護総合管理部門が被告の操業地で検査を行った結果、基準を数十倍以上も超えていることが判明した。検察院の依頼を受けて、第三者鑑定組織が提出した司法鑑定書によれば、被告による油性廃水の排出は、約660平方メートル、総量1,450立方メートルの土壤の生態環境に損害を与え、土壤の定量化された生態学的環境被害総額は693,000人民元であると指摘された⁽³⁹⁾。

イ 当事者双方の主張

原告である重慶市人民検察院第一分院は、①省レベル以上の新聞紙で公開謝罪すること、②廃油廃水の排出行為によって生じた土壤生態環境を判決の確定の日から6か月以内に修復し、関連資格を有する第三者機構の評価に合格すること、③修復義務を履行しない場合には、土壤生態環境損害費用693,000人民元を支払うこと、を請求した。それに対して、被告は、原告が提出した司法鑑定書を含む各証拠を全面的に受け入れ、積極的に修復義務を実施すると表明した。

ウ 判決及び検討

重慶市第一中級人民法院は、2020年12月27日に判決を出し、原告である重慶市人民検察院第一分院の主張を全面的に認めた。また、本件の訴訟費用10,730人民元を被告の負担とした。

本件は検察院が提起した環境民事公益訴訟であり、受理された2か月後に迅速に判決が出された事件である。検察院が職権により環境汚染及び生態破壊を発見した場合には、社会組織による訴訟を促すために訴訟前手続を履行しなければならないという手続から見れば、環境民事公益訴訟では、法律上、社会組織による訴訟提起が推奨されていると認められる。しかし、検察院は、社会組織と比べてより容易に関連証拠を獲得することができるため、検察官が訴訟を提起した場合、訴訟期間の短縮という客観的な効果がうかがわれる。また、本件では訴訟外の協議も実施し、水質汚染に対しては植樹の方法で代替的修復が

実施され、土壤汚染の場合にも、比較的短期の期限付きの修復措置が命じられたことが特徴的だと考えられる。

(3) 土壤汚染修復が完了した後の求償事件⁽⁴¹⁾

土防法46条が設けられて以降、土壤汚染が汚染者ではない第三者によって修復された後に、汚染者に求償を求める訴訟がしばしば提起されている。本件判例は、最高人民法院が2021年6月に公表した「2020年人民法院環境資源に関する典型判例」に含まれている重要判例である。具体的には、固体廃棄物の不法投棄による土壤汚染に関するものである。本件で汚染された土地は市街地ではなく農地であるが、市街地の土壤汚染修復にも先例的価値があると考えられるため紹介する。

ア 事実

2007年1月以降、広東省広州市花都区にある衛潔ごみ処理場の経営者は、長年にわたって未処理のゴミを山の奥に投棄していた。2016年12月にこの違法行為が摘発され、経営者は逮捕され、花都区人民検察院によって刑事訴追された。それと同時に、当該汚染行為によって深刻な環境被害が生じたため、花都区人民検察院は、汚染者に対する民事責任の追及も検討していた。その後、花都区人民検察院が第三者による鑑定を依頼したところ、経営者によって投棄されたごみは407,390.10立方メートル、247,800トンに及び、生態環境サービス機能の損失額は1,714.35万元に達していたことが明らかになった。これを受けて、本件土壤汚染の修復は緊急性を有するとして、広州市花都区人民政府が当該ごみ処理場の操業地で緊急対策を行った。この汚染の除去に係る前期プロジェクトの費用は348.60万元であったが、2020年9月末に汚染の除去が基本的に完了した時には、費用の総額は1,099,557人民元に達していた。

2020年5月に、経営者は刑事訴訟で6年の有期徒刑、20万人民元の罰金に処された。一方で、2020年8月に花都区人民検察院は、当該ごみ処理場及び経営者に対して、当該土壤汚染の修復に係る費用の賠償を求めて、環境民事公益訴訟を提起した。

論 説

イ 判決及び検討

広州市中級人民法院は、被告に対し、①ゴミの不法投棄によって生じた土壤汚染の除去に係る費用、汚染された土壤の修復に係る費用、汚染された土壤環境の機能喪失費用、並びにその他鑑定及び調査等に係る費用、合計1,31億元を支払うこと、②省レベルの新聞紙で公開謝罪すること、を命じた。

本件訴訟は、汚染者の同一の環境汚染行為に関して、刑事判決が出された後に、検察官によって提起された環境民事公益訴訟である。この事件において汚染の除去及び土壤の修復には緊急性があったため、判決が確定する前に、行政によって対策が実施された。汚染者の刑事責任の追及に加えて、最終的に汚染者に対して土壤汚染修復等に係る費用の求償がなされ、合計1,31億元の賠償金の支払いが命じられており、原因者の責任が徹底的に追及された事例だと考えられる。

（４）生態環境損害賠償制度に関する事例

2019年6月に、最高人民法院によって「生態環境損害賠償制度改革を保障する5つの典型判例」が公表された。この中には、貴州省清鎮市人民法院が裁決した司法確認の事例が含まれる。当該事件は、生態環境損害賠償制度が試行された後、全国で初めて省レベルの人民政府によって提起された、生態環境損害賠償に係る司法確認事件である。以下では、当該事例を取り上げて検討したい。

事件の経緯は以下の通りである。開磷化学肥料公司是、2012年6月から、息烽勞務公司に廢石膏ボードの処理を依頼していた。両者間の契約によれば、息烽勞務公司是廢石膏ボードを處理場に運搬し、適切に處理しなければならないとされていたが、息烽勞務公司是、最初から長年にわたって不法投棄を行っていた。その結果、約100畝の面積、及び約80,000立方メートルの埋立てが行われた。当該土地の地方人民政府の環境保護主管部門がこれを発見し、汚染の拡大を防止するために緊急対策及び汚染された土壤の修復を行った。事故初期の緊急対策費用は1,342万人民幣であり、さらにその後の廢棄物の掘削、運搬及び生態環境回復に要した費用は約7,574万人民幣であった。

2017年1月、貴州省人民政府は、貴州省環境保護局を代表として指名し、本
(阪大法学) 73 (4-84) 752 [2023.11]

件不法投棄によって生じた生態環境損害の賠償について、開磷化学肥料公司及び息烽勞務公司与協議し、その過程には、弁護士や学者が参加した。同年1月22日に合意が成立したため、貴州省人民政府は清鎮市人民法院に当該合意の司法確認を申請した。最高人民法院が同年1月23日から2月6日まで公告した内容によれば、当該合意には、本件に係る生態環境損害の事実及び程度、賠償の具体的な方法及び期間、修復の開始時期及び終了時期等の内容が盛り込まれていた。⁽⁴²⁾

本件は、地方人民政府及び裁判所において協議に関する手続に関して有益な経験が蓄積されたと評価されている。⁽⁴³⁾ 本件のように、協議の過程において、弁護士や学者等の第三者が参加することによって、責任の具体的な履行方式等の協議が促進され、当事者間の速やかな合意成立が期待される。

ただし、生態環境損害賠償制度では、最終的に人民法院による司法確認が必要であるとはいえ、協議の過程では行政が主導することが多いと推測される。しかし、前述した通り、公告期間の経過後に合意の中身を確認することができないため、合意内容が履行されたか否か、又は適切に履行されたか否かということとは不明であり、合意の実効性確保は、専ら行政の職権に依存することになっている。このような期限付きの限定的な公告は、生態環境損害の修復に関する第三者による監督を妨げていると考えられる。

四 おわりに

本稿では、土防法に基づく修復、環境公益訴訟制度に基づく修復、及び生態環境損害賠償制度に基づく修復の相互関係を考察した。

まず、この3つの制度では、いずれも最終的に汚染者が修復に係るすべての費用を負担することが図られているが、土防法においては汚染者ではない土地使用者が修復を行う場合が定められている。また、環境公益訴訟制度に基づく修復、及び生態環境損害賠償制度においては懲罰的賠償が導入されているため、生態環境損害の填補よりも多額の賠償金を請求することができるようになった。この3つの制度は相互にその適用を排斥するものではなく、必要に応じ

て、任意に選択し、又は併用することもできる。このように、長期間にわたって存在していた制度の穴、すなわち、①汚染者が不存在又は不明確である場合には、修復の実施が困難であること、②たとえ汚染者の責任が追及されたとしても、生態環境損害の算定額が科された過料又は命じられた損害賠償を上回り、その差額を汚染者に負担させることができないこと、という2点が改善されると考えられる。

次に、司法主導型である環境公益訴訟制度及び生態環境損害賠償制度に関する統計データ及び関連判例を取り上げて、両制度の運用状況の検討を試みた。土壤汚染に関する訴訟の数は、大気汚染や水質汚濁と比べるとわずかであり、中国全土の状況を概観できるような事例の検討は困難であるが、少なくとも土壤汚染修復に関する環境公益訴訟の事例から見れば、汚染者責任の追及がより厳しく行われているといえることができる。同時に、訴訟費用の免除等によって環境公益訴訟における原告側の負担を軽減する傾向や、訴訟期間の短縮という傾向も認められる。一方で、生態環境損害賠償に関する司法確認の事例から、協議前置の手続により、修復の開始時期、基準、方式等を合意により詳しく定めることができるという点で協議前置手続が効率の高いものであることが認められる。ただし、合意の公告期間が短く、かつ、公告される内容も基本的な事項に限られていることから、合意内容の適切性を第三者による判断することが困難であると考えられる。

以上のように、本稿は、土壤汚染修復をめぐる諸制度の特徴及び適用関係を明らかにした。近年、中国では環境法分野において法令が頻繁に改正され、司法解釈等も相次いで発表されている。したがって、今後もととりわけ環境修復に関する諸制度の衝突と調和を課題として継続的に注視する必要があると考えられる。

- (1) 王歆歆＝蔡守秋「完善我国土壤污染治理責任制度的思考」中州学刊第5期(2016年)56頁参照。
- (2) 2015年12月3日に、中国共産党中央委員会、国務院は「生態環境損害賠償制度の試行方案」を発表し、指定された一部地域において生態環境損害賠償制度が試行された。

- (3) 環境修復に係る諸制度を紹介する日本語文献として、山田浩成「中国における環境修復に関する法制度の概況：原因者負担原則の観点からの評価に向けて」一橋法学22巻1号（2023年）207－232頁参照。
- (4) 都市不動産管理法22条によって、中国では社会主義土地公有制の下で、国に対して払下金を支払い、払下契約で定めた使用期間、対象土地の使用権を取得することとなる。土地使用権払下契約で約定する使用期間が満了し、土地使用者が更新を申請しない、又は更新を申請したものの更新の許可を得られない場合には、土地使用権は国により無償で回収されることになるとされている。
- (5) 中華人民共和国土地管理法4条によって、土地の用途に基づき、土地は、農用地、建設用地、未利用地に大きく分けられている。そのうち、建設用地は、建築物、構築物を建築するための土地を指し、都市部及び農村の住宅、鉱工業用地、交通水利施設用地、観光用地、軍事施設用地等も含む。
- (6) 「歴史上残された汚染問題」という表現は、中国の生態環境部の「重金属汚染防止措置に関する第12次の計画」において初めて用いられているが、公式な定義は示されていない。王歆歆「城市歴史遺留汚染場地治理責任主体之探討」法学評論第4期（2013年）124頁参照。
- (7) 土防法が発効するまでの法規定及び土防法における修復制度の詳細的な紹介は、莫也「中国における市街地の土壤汚染修復と汚染者負担原則」環境法研究11号（2020年）99－110頁参照。
- (8) 民法典1232条の具体的な適用に関して、最高人民法院は生態環境に関する権利の侵害に関する紛争事件の審理を指導し、懲罰的賠償の濫用の防止、民事主体の権利利益を保護すること等を目的として「生態環境権利侵害紛争事件の審理における懲罰的賠償を適用する司法解釈（最高人民法院关于審理生態環境侵權糾紛案件适用懲罰性賠償的解釋）」を公表し、2022年1月20日から施行された。
- (9) 吳衛星＝何鈺琳「論懲罰性賠償在生態環境損害賠償訴訟中的審慎適用」南京社会科学第9期（2021年）93頁参照。しかし、懲罰的賠償の限定的適用、すなわち私益訴訟においてのみ適用されるべきであり、公益訴訟や生態環境損害賠償訴訟では適用されるべきでないと主張する研究の代表として、王利明『「民法典」中環境汚染和生態破壞責任の亮点』広東社会科学第1期（2021年）216－225頁が挙げられる。
- (10) 江西省浮梁県人民検察院が浙江海藍化工集团有限公司に対して提起した環境汚染民事公益訴訟事件において、2021年1月4日に判決が下されており、被告に171,406,35人民元の懲罰賠償金の支給が命じられた。江西省浮梁県人民法院（2020）贛022民発96号民事判決書参照。
- (11) 生態環境損害賠償制度について、詳細的な紹介がなされている日本語文献とし

て、山田浩成「中国の生態環境損害賠償制度の位置づけ：環境公益訴訟制度との関連から」一橋法学20巻1号（2021年）449－472頁等が挙げられる。

- (12) 國務院が2020年に制定した「全国主体機能区計画」によれば、主体機能区計画とは、各地の人民政府が、各地域の資源環境許容能力、既存の開発密度、潜在的発展能力に基づいて、当該地域を優先開発区域、重点開発区域、開発制限区域、開発禁止区域に分類し、主体機能を決定し、開発方向を明確にし、開発程度を把握するために作られる計画である。
- (13) 李樹訓「生態環境損害賠償訴訟と環境民事公益訴訟競合の第三重解法」中国地質大学学报（社会科学版）第21巻第5期（2021年）46頁参照。
- (14) 「生態環境に係る権利侵害事件における禁止令保全措置の適用に関する若干の規定（最高人民法院关于生態環境侵權案件适用禁止令保全措施的若干規定）」1条、2条参照。
- (15) 巩固「生態環境損害賠償与環境民事公益訴訟關係探究」法学論壇第1期（2022年）130頁参照。
- (16) 巩・前掲注(15)129-139頁、王偉、李春靈等「生態環境損害賠償訴訟与民事公益訴訟の競合与銜接」江漢大学学报（社会科学版）第39巻第5期（2022年）16－29頁等が挙げられる。また、実証研究として、羅麗、趙新『生態環境損害賠償訴訟主体資格及銜接關係実証研究—以「民法典」实施后第1234条、第1235条适用為視角』河北法学第41巻第7期（2023年）20－38頁等が挙げられる。
- (17) 韓英夫「生態環境損害賠償制度的規範協同模式」中国政法大学学报第4期（2022年）31頁、王偉、李春靈等「生態環境損害賠償訴訟与民事公益訴訟の競合与銜接」江漢大学学报（社会科学版）第39巻第5期（2022年）19－22頁等参照。
- (18) 徐以祥『「民法典」中生態環境損害責任の規範解釈』法学評論第2期（2021年）151頁参照。
- (19) 王燦発＝王雨彤「生態環境損害賠償訴訟責任承担方式的反思与完善」環境保護50巻9号（2022年）14頁参照。また、具体例として、江蘇省常州市中級人民法院（2014）常環公民初字第2号民事判決、重慶市第一中級人民法院（2017）渝01民初773号民事判決、云南省高級人民法院（2011）云高民一終字第41号民事判決、山東省德州市中級人民法院（2015）德中環公民初字第1号民事判決等が挙げられる。
- (20) 康京涛「生態修復責任的法律性質及實現机制」北京理工大学学报（社会科学版）第5期（2019年）136頁参照。
- (21) 梅広、胡勇「論行政機關提起生態環境損害賠償訴訟的正当性与可行性」重慶学报（社会科学版）第23巻第5期（2017年）86頁参照。また、当該論文の日本語訳である、矢澤久純「行政機關が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可（阪大法学）73（4-88）756〔2023.11〕

- 能性」北九州市立大学法政論集第46巻第3・4合併号（2019年）193頁も参照。
- (22) 王＝蔡前掲注(1)56頁参照。
- (23) 中華人民共和国最高人民法院『中国環境資源審判（2019）』<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-228341.html>（最終閲覧日：2023年9月10日）。
- (24) 人民政協網『用最嚴格制度最嚴密法治保護生態環境——「中国環境資源審判（2020）」「中国環境司法発展報告（2020）」解説』<http://www.rmzxb.com.cn/c/2021-06-08/2876567.shtml>（最終閲覧日：2023年9月10日）。
- (25) 中華人民共和国最高人民法院『最高法發布「中国環境資源審判（2021）」』<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-361301.html>（最終閲覧日：2023年9月10日）。
- (26) 中国新聞網、2021年11月25日に行われた生態環境部例会で、生態環境部法規与標準司司長別涛の発言参照 <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1710867057401012359&wfr=spider&for=pc>（最終閲覧日：2023年9月10日）。
- (27) 中華人民共和国最高人民法院『最高法發布「中国環境資源審判（2021）」』<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-361301.html>（最終閲覧日：2023年9月10日）。
- (28) 中華人民共和国最高人民法院『最高法發布「中国環境資源審判（2022）」及典型案例、「中国環境司法発展報告（2022）」』<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing/402512.html>（最終閲覧日：2023年9月10日）。
- (29) 趙新「生態環境損害賠償訴訟：緣何而生与應為何物」昆明理工大学学报（社会科学版）第23巻第3期（2023年）158頁参照。
- (30) 福建省永安市人民法院（2019）閩0481民初2061号判決参照。
- (31) 民事訴訟法15条によって、機関、社会团体及び企業、事業單位は、国、集団又は個人の民事上の權益を損なう行為について、損害を受けた單位又は個人が、人民法院に対し訴えを提起するのを支持することができると定められている。
- (32) 中国公開廷審網、<http://tingshen.court.gov.cn/share/wechat/9746391?type=s2&isappinstalled=0>（最終閲覧日：2023年9月10日）。
- (33) 元永安市環境保護局及び元三明市環境保護局は、その後、永安市生態環境局、三明市生態環境局へそれぞれ組織再編された。また、永安市は市レベルではなく、県レベルの行政区画とされており、三明市の管轄の下にある。
- (34) 当時の「固体廃棄物汚染環境防止対処法」68条7項（現102条7項）によれば、企業は相応する防止対策を取らなかったため、鉱業固体廃棄物の拡散、流出、浸透又はその他の環境汚染を生じた場合には、県レベルの人民政府環境保護主管部門が違法行為の停止、期限付き改正並びに過料を科すとされている。
- (35) 当時の「福建省環境保護行政処罰自由裁量権細化基準（試行）」第115条（現

論 説

112条)によれば、当時の「固体廃棄物汚染環境及び処理法」68条7項の事情がある場合のうち、当該企業がこのような汚染行為をしたのが初めてであり、かつ適時に対応し、実質的な環境汚染が生じなかった場合には、1万人民元から3万人民元までの過料を科すとされている。

- (36) 《土壤環境質量建設用地土壤汚染リスクコントロール基準(試行)》(GB 36600—2018)及び《地下水の水質に係る環境基準》(GB/T 14848—2017)参照。
- (37) 重慶市第一中級人民法院(2021)渝01民初6660号判決参照。
- (38) 2015年に最高人民検察院が公表した「検察機関提起公益訴訟改革試点方案」の二の(一)、及び2016年に最高人民法院が公表した「審理人民検察院提起公益訴訟案件試点工作実施弁法」の一、並びに2018年に最高人民検察院及び最高人民法院が公表した「検察公益訴訟案件适用法律若干問題の解釈」によって、検察機関が、職権で環境汚染や生態破壊行為を発見した場合には、まず関連する社会組織による訴訟の提起を促し、又は30日間公告し、社会組織がそれに応じない場合に限り、検察官が環境民事公益訴訟を提起することができるとされている。
- (39) 本件においては水質及び土壤の環境への損害があったが、検察院は訴訟を提起する前に、被告と協議をし、被告が自身の汚染行為によって生じた水質汚染に関して、積極的に100本以上の植樹という代替的環境被害措置をとることを表明したため、本件訴訟では主に土壤汚染問題が取り上げられた。
- (40) 前掲注(38)参照。
- (41) この事件の判決文はまだ公表されていないため、中国裁判文書網を用いて、公開された同事件に係る強制執行の裁定書(2021粵01執異92号)の概要を参照した(最終閲覧日:2023年9月10日)。
- (42) 生態環境損害賠償訴訟には協議前置の規定が設けられており、合意を達成できれば、人民法院の司法確認を申請することができる。人民法院は、申請を受理した後にその合意案を30日以上公告しなければならないとされているが、30日の公告期間が経過した後は、当該協議の内容を閲覧することはできなくなる。そして、30日の公告期間が満了した後に、人民法院は当該合意案の内容を審査し、当該合意が法規定に違反せず、かつ、国家利益や社会利益を害しないと認められる場合に、裁定の形式により当該合意の有効性を確定する。協議自体の内容は公告期間内に保存しておかないと事後的な確認は困難であり、裁定がなされたことは公表されるが、具体的な内容までは記載されていない。
- (43) 肖建国、中国新聞網「人民法院保障生態環境損害賠償制度改革典型案例發布」、<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1635470070250890526&wfr=spider&for=pc>(最終閲覧日:2023年9月10日)。